鹿児島県公報

平成25年6月28日(金)第2918号の6



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

選挙管理委員会告示

- ○参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿登録の期日等(選挙管理委員会取扱い) 1
- ○参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日
 - (選挙管理委員会取扱い) 1
- ○参議院鹿児島県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間
 - (選挙管理委員会取扱い) 1

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定により、平成25年7月21日執行の 参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準と なる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成25年6月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成25年7月3日 ただし、年齢については同月21日
- 2 登録を行う日平成25年7月3日
- 3 縦覧に供する期間 平成25年7月4日

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月4日からと定めた。

平成25年6月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第2項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を、同月4日と定めた。

平成25年6月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎